

公立大学法人宮城大学債権管理規程

平成21年4月1日

規程第79号

(目的)

第1条 この規程は、法令及び公立大学法人宮城大会計規程（平成21年宮城大学規程第76号。以下「会計規程」という。）に定める債権管理に関し必要な事項を定め、適正な運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程において「債権」とは、管理を必要とするもので、大学から役務又は財貨の提供を受け、その対価としての金銭の給付を目的とする法人の権利をいう。ただし、発生と同時に消滅するものを除く。

2 この規程において「債権管理に関する事務」とは、法人の業務によって生じる債権の管理に関する次に掲げる事務をいう。

- 一 債権に関する調査
- 二 債権の請求
- 三 債権に係る関係者への督促
- 四 債権の保全

(債権管理事務)

第3条 債権管理に関する事務は、会計規程第8条に定める財務責任者が統括するものとする。

(帳簿)

第4条 財務責任者は、債権を管理する帳簿を備え、次に掲げる事項を管理するものとする。

- 一 債務者の住所及び氏名
- 二 債権金額
- 三 債権発生日
- 四 債権の種類
- 五 履行期限
- 六 入金日
- 七 その他債権を管理するため必要な事項

(履行の請求)

第5条 財務責任者は、債権の発生後、速やかに債務者に債務の履行を請求しなければならない。

2 前項の規定は、寄附金を受け入れる場合には、適用しない。

(督促)

第6条 財務責任者は、前条第1項の規定により履行の請求をした債権のうち、履行期限を経過してもなおその全部又は一部が履行されないもの（以下「滞留債権」という。）がある場合、速やかに督促しなければならない。

2 前条第1項の請求及び前項の督促の方法は、書面、口頭又は電子メールによるものとする。

る。

(債権の担保及び保証人)

第7条 財務責任者は、必要に応じて担保の提供を求め、又は保証人を設定することができる。

(保証人に対する請求)

第8条 財務責任者は、授業料に係る債権のうち、第6条第1項の規定による督促を行ってもなお全部又は一部が履行されない場合があるときは、保証人に対し履行を請求することができる。

2 前項の規定により保証人に対し履行の請求をするときは、保証人の住所及び氏名並びに請求に係る事由を記載した書面を送付するものとする。

(債権の処理)

第9条 財務責任者は、債権に係る金銭の収納があったときは、債権残高と照合し債権額を確定するための処理を行わなければならない。

(滞留債権の管理)

第10条 財務責任者は、毎月、履行期限を経過した債権の調査を行うものとする。

2 財務責任者は、半期毎に、滞留期間別残高並びに滞留債権の内容及び今後の回収計画を、理事長に報告するものとする。ただし、必要があるときは随時その状況を理事長に報告しなければならない。

3 理事長は、前項に基づき報告を受け取ったときは、速やかに理事会に報告しなければならない。

(相当の期間経過後の措置)

第10条の2 財務責任者は、第6条第1項に規定する督促又は第8条第1項に規定する請求をした後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

- 一 債権の保全
- 二 債権の放棄

(債権の保全)

第11条 財務責任者は、前条第1号に掲げる債権の保全措置として、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

- 一 競売その他担保権の実行の手続き
- 二 強制執行手続き
- 三 訴訟手続き

2 財務責任者は、前条第2号に掲げる債権の放棄又は前項各号に掲げる債権の保全措置を講じるに当たり、債務履行の実現に有益であると認めるとき又は時効の完成を猶予させる必要があるときは、債務者に対して配達証明付内容証明郵便により催告を行うものとする。

(債権放棄)

第12条 財務責任者は、滞留債権が、次の各号のいずれにも該当する場合で債権回収の可

第5編財務会計 債権管理規程

能性がないと判断したときは、理事長の承認を得て、債権放棄の手続を行うことができる。

- 一 債権を放棄することについて法人の運営上支障がないもの
 - 二 債権金額が少額（500万円未満に限る）で回収に要する費用に満たないもの
- 2 理事長は、あらかじめ前項に該当する対象債権の内容を定め理事会の承認を得なければならない。
- 3 理事長は、第1項の規定により承認したときは、会計規程第19条第3項により、速やかに理事会に報告しなければならない。

（償却処理）

第13条 財務責任者は、前条第1項の規定により債権放棄をした場合には、債権残高の償却処理を行わなければならない。

（遅延損害金）

- 第14条 滞留債権に対しては、債務者の責めに帰すべき事由によらないものを除き、その債権残高に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき告示された遅延利息の率の割合で計算した金額を遅延損害金として、その期日の翌日から支払をする日までの遅延日数に応じて日割りで債務者に請求することができる。
- 2 前項の規定により計算した遅延損害金に100円未満の端数があるときは、その額を切り捨てるものとし、計算した遅延損害金の額が1,000円未満であるときは債務者にその請求を行わないものとする。
- 3 債務者からの債務の支払において、遅延損害金が発生している場合には、その支払額を遅延損害金の支払に充当させた後に、元本の支払に充てるものとする。

（委任）

第15条 この規程に定めるもののほか、債権の管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日 第107回理事会）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月22日 第120回理事会）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月22日 第160回理事会）

この規程は、令和2年4月23日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月24日 第172回理事会）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日 第209回理事会）
この規程は、令和6年4月1日から施行する。